

郵便入札について

物品・役務提供等業務の一般競争入札及び指名競争入札について郵便入札を運用します。

1 郵便入札の対象

公告等により「郵便入札」と指定した物品・役務提供等業務の一般競争入札及び指名競争入札が対象となります。

2 入札書の提出

入札書は、二重封筒（入札封筒および外封筒）とし、必要事項（下記①～③の項目）を記載の上、一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法により郵送してください。ただし、郵送が困難な場合等においては、持参も認めます。

- (1) 代理人による入札はできません。
- (2) 郵便入札専用入札書（様式第1号）を使用してください。
※案件ごとに専用入札書がある場合は、そちらを使用してください。
※入札書の日付は、作成日です。

- (3) 入札封筒（入札書を封入する封筒）

①事業番号 ②事業名 ③入札者の商号又は名称、及び代表者氏名 ④開札日

<例>

④ 開札日：令和〇年〇月〇日

① 事業番号：〇〇〇 第〇号

② 事業名：〇〇〇〇〇業務委

③ 商号又は名称
代表者氏名 (印省略可)

(裏)

(省略可)

多治

多治

多治

※入札書その他、内訳書等の提出が求められているときは同封してください。

(4) 外封筒（入札封筒を郵送する封筒）

送付先 〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町 2-15
多治見市役所 本庁 4 階 財政課 契約グループ 宛

<例>

The diagram shows a 3D perspective of a yellow envelope. The front face contains the following text from top to bottom: a postal code and address line '〒 507-8703 多治見市 日ノ出町 2-15' with a horizontal line underneath; the recipient's name '多治見市役所 財政課 契約グループ 宛' with a horizontal line underneath; a rectangular box containing the text '入札書在中'; and the bidder's information '入札者 住所 商号又は名称' followed by '再度入札時の連絡先及び担当者'.

- ※一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかの方法により郵送
（上記以外の方法で郵送された入札書は無効となります。）
- ※郵送に要する費用は、全て入札参加者の負担とします。

3 入札書の到着

公告等により通知した入札書到着期限日時（以下、「指定期限」という）までに財政課へ到着するよう余裕をもって郵送してください。指定期限を過ぎた入札書は、無効となります。

4 入札書の取り扱い

入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。また、開札時に入札書等に記載誤りがあった場合、入札書は無効となりますので、十分確認のうえ提出してください。入札が中止または取消しとなった場合、入札書は返却しません。

5 辞退について

入札を辞退する場合は、電話連絡し、入札辞退届（競争入札共通様式 2）を郵送（又は持参）してください。

6 開札について

開札時の立ち会いは不要ですが、入札参加者のうち開札時に立ち会いを希望するときは、開札日の 3 日前の正午までに開札立会申請書（様式 2 号）をファックス又は電子メールにて

送付してください。

また、代理人が立ち会いを希望する場合は立会委任状（様式第3号）を持参し、立会時に提出してください。

7 再度入札について

入札の結果、落札者がいない場合は、開札日の当日に2回目の入札（再度入札）を行います。対象者には、電話にて連絡しますので、入札書を作成し、午後3時までにファックス（又は電子メール）で送信してください。また、原本は速やかに郵送（又は持参）してください。辞退される場合は、電話で連絡してください。

8 同額入札の場合

落札となるべき価格と同一価格の入札者が複数ある時は、以下の方法により落札者を決定します。

（多治見市郵便入札実施要領 別記）

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の数字を記入

入札者が、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ番号」欄に、入札書提出時にあらかじめ任意の3桁の数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入すること）。なお、くじ番号が1桁でも記入がされていない場合や1字でも判別できない数字がある場合等は、「999」をくじ番号とみなす。

2 くじの手順

- (1) くじ対象者に、多治見市競争入札参加者名簿の登録番号の小さい者から順に抽選番号（0，1，2，3，…）を付与する。
- (2) 入札書に記入されたくじ対象者のくじ番号を合計し、その合計値をくじ対象者の数で除し、余りを算出する。
- (3) 下記(1)の抽選番号と上記(2)で算出した余りが一致した者を落札者とする。

<例>

入札参加者4者が同額入札の場合

(1) 抽選番号の付与

業者名	多治見市競争入札 参加者名簿登録番号	抽選番号
A社	9007	0
B社	9084	1
C社	9310	2
D社	9542	3

- (2) くじ番号の和を求め、くじ対象者（同額入札者数）で除し、余りを算出

業者名	くじ番号
A社	0 4 0
B社	8 5 2
C社	2 9 1
D社	9 9 9



$$\begin{aligned} &040 + 852 + 291 + 999 \\ &= 2182 \\ &2182 \div 4 \text{ 者} = \text{商 } 545 \text{ (余り} \cdots 2 \text{)} \end{aligned}$$

- (3) 落札者の決定

業者名	抽選番号	抽選結果
A社	0	
B社	1	
C社	2	落札決定
D社	3	

9 郵便入札の無効

規則第14条に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当するときは、無効となります。

- (1) 入札封筒に2以上の入札書が入っていたとき又は入札書が入っていないとき
- (2) 同一案件に2以上の入札書が届いたとき
- (3) 一般書留、簡易書留、レターパックプラス以外の方法で郵送されたとき。
(窓口への持参は有効です。)
- (4) 指定期限までに入札書が届かなかったとき
- (5) 封筒に必要事項が記載されていないとき
- (6) 入札書と入札封筒の案件名が異なるとき
- (7) 代理人が入札したとき
- (8) その他指定された入札条件に合致しないとき

10 入札結果について

落札者には、電話で連絡します。

落札者以外の業者については、原則、開札当日の夕方までにホームページ上で入札執行調書を公表しますので、ホームページでご確認ください。

11 郵便入札その他

その他、不明な点があればお問い合わせください。

【問い合わせ】

多治見市役所 総務部 財政課 契約グループ

電話 0572-22-1434 (直通)

0572-22-1111 (代表) 内線 1445又は1446